



同じ過ちを起こさないための

# 研究費の不正使用事例集

このところ大学で研究に関する不祥事が相次いで新聞に掲載されています。昨年、義塾でも残念なことに不正使用が会計検査院の検査で見つかり、マスメディアに取り上げられました。調べてみると類似の事例があちこちの大学でも起きていて、不正使用のパターンはある程度限られていることがわかりました。また、不正使用というよりは、研究者に悪意は無くても、ルールを知らずに不適正な使用をしてしまい、返金を余儀なくされているケースもあります。

そこで、塾内外で実際に起こった研究費不正使用の事例を収集分類し、これを周知することによって、少しでも同じ過ちや不注意によるミスを避けられるのではないかと考え、事例集を作成しました。塾内の事例は最近2年間に不適正使用により返金に至った事例を、塾外の事例は新聞・WEBおよび会計検査院の報告書などから抜粋しました。

少しでも、研究者の皆様、研究支援に携わる方々に役立てて頂ければ幸いです。

編集・発行

2006年10月25日

慶應義塾

- ・研究活動に関するコンプライアンス検討委員会
- ・研究支援センター本部

# 目次

## 塾内編

事例 1	研究費の一部をプールし、学内研究施設を改修	---- (1)
事例 2	海外出張費におけるビジネスクラス航空券の不正入手	---- (2)
事例 3	家庭用雑誌など私用目的の図書購入	---- (2)
事例 4	研究分担者への謝金支払い	---- (3)
事例 5	立替払いで二重請求	---- (3)
事例 6	旅程変更の届出忘れ	---- (4)

## 塾外編

事例 1	妻の渡航費を研究旅費から支出	---- (5)
事例 2	架空のアルバイト謝金を請求、留学生の生活費に	---- (5)
事例 3	人件費の水増し請求	---- (6)
事例 4	アルバイト謝金を私的流用、ルール認識不足から不正使用も	---- (6)
事例 5	アルバイト謝金の私的流用、業者との不正取引	---- (7)
事例 6	長期海外出張期間中の身代わり研究	---- (7)
	塾外編参考資料一覧	---- (8)

## 《塾内編》

### 事例1 研究費の一部をプールし、学内研究施設を改修

#### 【アウトライン】

A教授は文部科学省科学研究費補助金(以下科研費)を平成12年度～15年度にわたり、実験用消耗品費(マウス飼育代ほか)として業者取引実態のない請求書を作成させ、大学に請求させた。大学から支払われていた代金は業者に預け金としてプールされ、動物実験施設の改修工事費用に充当された。

不適切支出総額(文科省への返還総額) 約1億2,000万円

#### 【発覚の経緯】

会計検査院実地検査時の平成15年度抽出課題(平成15年度文科省科研費「学術創成費」となり、調査書を作成するため、業者より納品・請求内訳書控を取り寄せ分析したところ発覚した。尚、学内伝票では、マウス代として業者に請求されており発覚しなかった。早速、学部に調査委員会を設置し、研究支援センターを中心に調査を行ったところ、複数の研究費で、複数年度にわたり、同様のことが行われている事実が発覚し、実態の解明にかなりの時間を要した。本人は、不適切使用についての認識がきわめて希薄であり、事実認識を本人が認めるまで度重なる説明を要した。

#### 【結末】

文部科学大臣宛に学長名で研究費ごとに調査報告書を提出した。他省庁に対しても同様の対応を行った。その後会計検査院からの報告を受け、資金元から返金請求が慶應義塾にあり、常任理事会の決定の上で、加算金と共に返還を行った。本人の処分は、学部教授会からの申請により常任理事会の議を経て、停職3ヶ月となる。また、公的資金の申請資格停止は4年間となったが、研究分担者(他大学も含む)も新規研究課題の応募は1年間停止となるため、その該当大学には、事情説明と謝罪に行った。

#### 【ワンポイント アドバイス】

A教授は研究熱心で、マウス飼育施設をどうしても何とかしたいという動機だった。しかし、研究業績がいかに素晴らしくても、不正は不正として冷徹に処理される。また、科研費において、採択結果(当該補助金での研究計画)とは異なった内容に支出したことは事実であり、あきらかに目的外使用である。一方、今回のように学内担当部署を欺き、業者と結託し伝票操作を行ったことは、あってはならないことである。いずれにせよ計画的、理性的なお金の使い方とルールを熟知していることが大切である。

## 事例2 海外出張費におけるビジネスクラス航空券の不正入手

### 【アウトライン】

平成15年、B教授は科研費での海外出張にあたって飛行機内で仕事をしやすくするため、割引ビジネスクラス航空券を生協にて購入しようとした。しかし、その料金がエコノミークラスの航空運賃を上回っていた。そこで、伝票上はエコノミー航空運賃とし、割引ビジネスクラス航空券を購入し、差額については、実際には取引のない消耗品を購入したこととして処理をした。書類の書き換えや指示はB教授が生協に依頼のうえ行っていた。この不適切な処理を海外出張について3度行っている。不適切支出総額(返還総額) 631,997円

### 【発覚の経緯】

会計検査院実地検査時の抽出課題(文科省科研費「特定領域」となったため、研究支援センターにて調査書を作成するため、生協より納品・請求内訳書控を取り寄せ、研究支援センターに保管してある伝票と付き合わせたところ差異があることを発見した。詳細な調査を行ったうえ、本人に確認したところ事実を認めた。

### 【結末】

文部科学大臣宛に学長名で調査報告書を提出した。資金元(文科省)から返金請求があり、返還を行った(加算金付)。公的資金についての申請資格停止等については審議中。

### 【ワンポイント アドバイス】

過去を振り返ると、日付改竄などの伝票操作はあまり罪悪感なく当たり前の如く行われていた時代もあったが、今は状況が変わってきている。最近の会計検査院の検査、科研費の内部監査等では業者の売上伝票と、学内保管の証憑類を付き合わせる調査を行うことが一般的になりつつあるので、たとえ伝票を操作しても露見する可能性が高い。生協にも、再発防止について協力要請を行った。

## 事例3 家庭用雑誌など私用目的の図書購入

### 【アウトライン】

平成15年12月にC教授は書店にて科研費で書籍を購入。4点購入したうち3点(1,904円)が私用目的であった。C教授は、レシートを領収書に書き直すように依頼し、その領収書で立替精算を行っていた。翌年1月にも同店で私用目的の書籍4点(2,467円)を購入した。尚、領収書の品名欄は「雑誌代」「文献代」と書かれていたが、実際は家庭用雑誌など、私用目的の書籍が含まれていた。

不適切支出総額(返還総額) 7,180円

### 【発覚の経緯】

会計検査院実地検査時の抽出課題となり、研究支援センターにて調査書を作成するため、納入業者から証憑類(納品・請求内訳書控等)を取り寄せ、明細を確認したところ、研究とは関係のない家庭用雑誌などの購入代金があったことが判明。本人に確認したところ事実を認めた。

### 【結末】

文部科学大臣宛に学長名で調査報告書を提出した。資金元(文科省)から返金請求があり、返還を行った(加算金付)。公的資金についての申請資格停止等については審議中。

### 【ワンポイント アドバイス】

公的資金と自己資金の区分をする意識が希薄で、財布が一緒のようにも感じられた。金額が僅かという軽い気持ちがあったとも見受けられるが、不正は金額の多寡に関係なく、許されない行為である。書籍購入等は公明正大を期すためにも、生協または専門店から請求書にて購入するよう努め、立て替え払いはできる限り慎んだ方がよい(生協は和書であれば1割引で購入できるメリットもある)。

## 事例4 研究分担者への謝金支払い

### 【アウトライン】

科研費で複数の研究課題をもっている研究代表者Dが、研究分担者Eに、研究組織に参加していない研究種目から、「情報提供に対する謝礼」として謝金の支払いを行うつもりが、研究分担者となっている研究課題から支払いを行ってしまっていた。不適切支出総額(返還総額) 65,450 円

### 【発覚の経緯】

業務監査室における内部監査実施時に判明。研究支援センターが証拠書類で内容を確認のうえ、研究代表者に面談したところ、謝金申請書を研究支援センターに提出する際、該当する研究種目のゴム印を押印していたが、そのゴム印を取り違えて押印していたことが判明した。受領した研究支援センターも気がつかなかった。

### 【結末】

文部科学大臣宛に学長名で調査報告書を提出した。資金元(文科省)から返金請求があり、返還を行った(研究者のうっかりミスにより加算金はない)。公的資金についての申請資格停止等については審議中。

### 【ワンポイント アドバイス】

複数の研究費、研究課題をもっている研究者は十分注意が必要と思われる。研究協力者が研究代表者の恩師でもあり故意の操作か、年度末支払いの支払い操作との疑念を抱き、文科省の担当官から何度も事実確認を求められたが、事実は「うっかりミス」であり説明が困難さを招いた。混同使用など誤解を受けやすい事例は、避けるよう注意が必要である。

## 事例5 立替払いで二重請求

### 【アウトライン】

科研費で、研究分担者Fが郵便振替で購入したソフトウェア代金を、研究分担者Fの秘書が、「郵便振替払込請求書兼受領書」を証憑に立替請求をした。後日、領収書が送られてきたが、支払済みとは気がつかずに再度「領収書」を証憑に立替請求を行った結果、二重請求となってしまった。

不適切支出総額(返還総額) 36,750 円

### 【発覚の経緯】

会計検査院実地検査時の抽出課題(平成15年度文科省科研費「特別推進研究」)であったため、研究支援センターにて調査書を作成する過程において、二重払いが判明した。

### 【結末】

文部科学大臣宛に学長名で調査報告書を提出した。資金元(文科省)から返金請求があり、返還を行った。(研究者のうっかりミスにより加算金はない)。公的資金についての申請資格停止等については審議中。

### 【ワンポイント アドバイス】

銀行振込みや郵便振替の場合、このように後日領収書が送られてくるケースがあるため、注意が必要となる。複数の立替を持参したときの金額は、立替請求書が合計金額となり、研究支援センターも判別しづらいところである。

## 事例 6 旅程変更の届出忘れ

### 【アウトライン】

科研費で、特別研究員が旅程の変更があったにも関わらず、日程変更の届出や精算を行っていなかった。当初、平成 17 年度の別の日程に振替えたいと本人は考えていたようだが変更しておらず、内部監査(平成 18 年度)が行なわれた際に判明し、その時点では書類の追加や訂正を行うことはできなかった。

不適切支出総額(返還総額) 422,500 円

### 【発覚の経緯】

業務監査室における内部監査実施前に、地区総務担当が証拠書類の不足(事後に提出するパスポートの写し、出張報告)に気がつき、本人に提出を依頼したところ事実が判明した。

### 【結末】

文部科学大臣宛に学長名で調査報告書を提出予定(返金の予定)。日本学術振興会には、特別研究員の届出について、未提出書類と遅延理由書を提出。慶應義塾大学長宛に本人および受入研究者からの理由書を提出。

### 【ワンポイント アドバイス】

本人の認識不足による届出ミスであるが、公的資金では、全ての計画変更、つまり旅程、研究体制、資金使用などの変更があった場合は何をすべきかよくルールを確かめる必要がある。一方、事務局も、事後に必要な書類の未提出に対しては、平成 17 年度中にチェックを行い、気がつくべきであった。



## 《塾外編》

### 事例1 妻の渡航費を研究旅費から支出

#### 【アウトライン】

埼玉医科大学の男性助手は、平成 16 年 6 月 24 日から同年 7 月 7 日までに、共同研究の目的で渡米した際、妻を同伴してホテル代や渡航費など合わせて約 57 万円を必要経費として科研費から支出した。また、申請していた研究とは別の研究に流用していた。

#### 【発覚の経緯】

17 年 1 月、同大学が行った内部監査で、判明。助手が提出した領収書に、妻名義のクレジットカードによるものが含まれていた。

#### 【結末】

大学側は、渡米自体が研究費の目的に沿わないと判断、全額を返還させた上、嚴重注意処分とした。

#### 【ワンポイント アドバイス】

家族に研究費を使用させることは私的流用に他ならず、金額の多寡に係らず、悪質とみなされる行為である。私的流用をやめることはもちろん、研究旅行の内容を証明できるようなプログラム等の関連書類や、航空券の半券などの提出は不可欠である。家族は大切だが、公私の別は明確にしたい。

### 事例2 架空のアルバイト謝金を請求、留学生の生活費に

#### 【アウトライン】

立命館大学の理工学部教員(助教授)が、2001 年～2004 年度において、科研費や学内研究費助成金などを、目的外使用していた。実態のないアルバイト費(総額 4,419,600 円)を複数の大学院生名義で請求し、入金された現金を別の複数の留学生に渡し、学費や生活費に充てていた。

#### 【発覚の経緯】

卒業生からの指摘。

#### 【結末】

懲戒処分(停職 20 日)

#### 【ワンポイント アドバイス】

生活に困窮している留学生の手助けをしたいという動機は、一見美しい行為のように思えるかもしれない。しかしながら、目的が手段を正当化することはない。私的な利益を得ず、善意でやったつもりでも、社会のルールに反した行為は、公的機関の一員として、許される性質のものではない。学生のためと思っても、不正とみなされれば、研究費の停止や停職などの処分により、かえって学生に迷惑をかけてしまうであろう。また、公的資金に限らず、学内研究費についても、学納金、補助金などによって成り立っていることを考えれば、用途はおろそかに考えてよいものではない。

### 事例3 人件費の水増し請求

#### 【アウトライン】

東京電機大学の教授が設立したベンチャー企業(「国際アパタイト研究所」)が、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)から受ける助成金の人件費について、実態と異なる勤務報告を作成し、請求していた。この企業は同大での研究を事業化したもので、助成金は大学経由で企業が受け取る。

勤務日誌に研究者の勤務時間を実際より長く、あるいは架空のものを記載していた。

この事業で研究者として登録されていたのは同大教授の実弟と同居中の女性だったが、助成金の根拠となる勤務日誌記載内容より勤務時間が短かったり、勤務したはずの日に海外に渡航していた日が含まれているなど、水増しと見られる請求があった。

同大教授は「2人の勤務は日誌通りではないかもしれないが、弟は動物実験、女性は自宅での論文翻訳で貢献した」としているが、NEDOは「申請通り働いていなければ請求対象外」としている。

#### 【発覚の経緯】

朝日新聞の指摘。

#### 【結末】

大学は1229万円の返金。大学ならびに企業は3年間、NEDOからの新規補助金・委託の停止。

経済産業省は同大学に5ヶ月間の補助金停止処分。

#### 【ワンポイント アドバイス】

勤務票が勤務実態を反映しなければならないのは当然で、「実際には別の場所や時間で仕事をした」ということでは通らない。雇用という形態がそぐわない場合、謝金など、他の方法も検討を。特に、近親者に依頼する場合は、誤解を生まぬよう、公私の区別をつけ、安易に依頼しないことが望ましい。どうしても依頼したい場合、その必然性を説明できる透明性を確保する必要がある。

### 事例4 アルバイト謝金を私的流用、ルール認識不足から不正使用も

#### 【アウトライン】

国立天文台の教授が、科研費で、院生の謝金として報告していた185万円を不正流用していた。謝金として院生の口座に振り込まれた金を、自分自身に返金させるなどし、会議の際の飲食代、タクシー代、研究メンバーの結婚式の際の祝電代、院生の出張旅費などに使用していた。また、同年9月に打ち上げられる予定の太陽観測衛星での実験成功を祈る祈願料なども含まれていた。不正流用を裏付けるメールも残されていた。

#### 【発覚の経緯】

外部からの告発

#### 【結末】

報道時点では返還と処分を検討中。

#### 【ワンポイント アドバイス】

小額であっても、祈願料や祝電代などは完全に私的流用で悪質と見なされる。一方、会議の飲食代や学生の出張旅費など、一部は正規の手続きを踏めば支出できる内容であった。本来許される支出内容でも、正規の手続きを経なければ不正とみなされ得る。また、支出できるものでも「申請できないと思った」と同教授は述べているが、知らないからと許されるものではない。用途のルールについて事前に確認したい。



## 事例5 アルバイト謝金の私的流用、業者との不正取引

### 【アウトライン】

早稲田大学の理工学術院教授が、公的資金(科学技術振興調整費等)を不正に使用していた。同教授は、実体のないアルバイト賃金を学生の口座に振り込み、そこから自分名義の口座に還流させていた。用途についても、研究室の運営費(学生の旅費、日常的な実験材料購入費等)として使用したと主張しているが、十分な裏づけはなかった。また、900万円ほどは投資信託化をしており、私的流用と判断された。さらに、同教授が非常勤取締役を務めていたバイオ関連企業との取引で、約2484万円の架空取引が行われていたとされた。同企業に発注及び支払いを行っていないながら、他の企業から納品されたもの、納品書の存在が確認できないもの、業者に納入伝票すらないものなどがあつた。この金額は、同企業からの寄附金と近似であることから、不正受給した資金の大半が同大学の寄附講座に還流されたとの疑いももたれた。

### 【発覚の経緯】

内部告発

### 【結末】

一時的に早稲田大学の科振費使用を停止。全国の大学についても、新規採択分の交付が遅れた。大学は教授を退職勧告付き停職1年の処分。大学は、不正と断定はできなかったが書類廃棄などで判断のできない8220万円を含めて、1億8569万円を返還。

### 【ワンポイント アドバイス】

研究費の不正使用が、社会的に大きなインパクトとなった事例。研究に関与しない者に謝金を支払い、さらにそこから自分の口座に還流させるやり方や、私的流用があつたことは、かなり悪質だとみなされる。また、企業との不正取引では、利益相反的な問題も指摘されている。この事例においては、大学当局の初期調査の甘さや管理体制、資金元省庁への報告もれなど、大学自体の責任も問われることとなった。

## 事例6 長期海外出張期間中の身代わり研究

### 【アウトライン】

A 大学所属の研究代表者 B は、平成14年4月に科研費の交付内定を受けていた。しかし、内定前に文部科学省の在外研究員に決定されていて、同年4月から翌年4月まで、外国の大学へ出張することが明らかであったのに、交付内定の辞退の的行わないまま、14年度に140万円の科研費の交付を受けていた。そして、同研究代表者は研究期間中にほとんど同大学に不在であつたため、研究活動の大部分を大学院生に行わせており、同研究代表者名義により、研究用物品の購入事務を行わせていた。

### 【発覚の経緯】

平成14年度の会計検査院の検査によって発見。

### 【結末】

研究実績報告書が提出されてはいるものの、研究代表者が、外国留学等で長期間所属研究機関を離れているのに、所要の行を行わなかったことは、公正な執行が求められる科研費の事業として適切とは認められないとの判断がくだされた。(返金額等は不詳)

### 【ワンポイント アドバイス】

当年度の会計検査院の検査では、研究代表者が資格要件を満たさなくなつたのに辞退等の手続きを行っていなかったケースが50件もあつた。よく起こりがちなことなので、研究者、研究支援センター共に注意する必要がある。

< 塾外編参考資料一覧 >

事例1

2006年7月27日朝日新聞朝刊

事例2

2006年7月8日毎日新聞朝刊

立命館大学HP「研究費の目的外使用にかかわる調査結果と再発防止に向けた取り組みについて」(2006年7月31日付け)

事例3

2005年4月2日朝日新聞

2005年12月10日朝日新聞朝刊

NEDOプレス発表情報「学校法人東京電機大学のNEDO助成事業に係る過大請求について」

事例4

2006年7月11日読売新聞WEB

2006年7月11日毎日新聞中部夕刊

事例5

2006年6月14日asahi.com

2006年6月23日付け早稲田大学「学校法人早稲田大学における公的研究費に係るアルバイト賃金の不正請求問題等に関する調査結果等についての報告」

2006年6月24日読売新聞夕刊

2006年7月1日読売新聞夕刊

2006年7月4日asahi.com

2006年7月13日読売新聞朝刊

2006年10月6日読売新聞

事例6

会計検査院のDBより

## 編集後記

「日本社会には、失敗を恐れ、失敗を恥じ、失敗を隠そうとし、失敗を学ばないという欠点がある」との指摘が「失敗学のすすめ」(畑村洋太郎著)に書かれています。研究費の不正・不適正な使用も広い意味での失敗と考えるならば、過去の豊富な事例から学ぶことと、同じような過ちを二度と繰り返さないような知恵を働かせるべきで、その一つの試みとして、事例集を作成してみました。お役に立てたでしょうか。

コンプライアンス活動は継続的に粘り強く進めてゆく必要があります。今後も1年に1回程度、このような事例集を改訂しながら発行してゆくつもりですが、少なくとも塾内からは新たな事例が生まれることが無いように願っております。

